

第2次京都府自殺対策推進計画の策定について

1 策定の根拠

京都府自殺対策に関する条例(平成27年京都府条例第20号)第9条第1項

※自殺対策基本法により策定義務のある都道府県自殺計画にも位置付

2 計画期間

令和3年度～令和7年度(5年間)(現行計画＝平成28年度～令和2年度(5年間))

3 現行計画の構成及び第2次計画の検討課題

第1章 計画の趣旨等

第2章 京都府における自殺の現状

第3章 自殺対策の推進に関する基本的な方向性

第4章 具体的な取組

☞ 想定検討課題:若者対策(SNS、自殺予防教育)

☞ 想定検討課題:市町村との役割分担

第5章 数値目標等

☞ 想定検討課題:数値目標(設定の対象、数値)

4 策定のスケジュール(令和2年度)

5月 京都府自殺対策推進協議会(令和2年度第1回)

6月～7月 京都府自殺対策推進協議会 計画部会(2～3回)

8月～9月 京都府自殺対策推進協議会(令和2年度第2回)⇒ 中間案決定

10月 ◎パブリックコメント(1箇月程度)

11月 京都府自殺対策推進協議会(令和2年度第3回)⇒ 最終案決定

12月 第2次京都府自殺対策推進計画策定(府議会の議決)